

## 町職員の懲戒処分について（令和7年12月15日付け）

当町の職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

### ◆当事者

#### ▽被処分者

職名 課長補佐

年齢 50代

性別 男性

#### ▽処分期日

令和7年12月15日

#### ▽処分内容

減給（3箇月 10分の1）

#### ▽事案概要及び処分理由

当該職員は、公用車を坂道に停車した際、ニュートラルポジションのままサイドブレーキを踏み込んだのみで降車した。確実な停車措置が行われていない車は、空車状態で後進し、ガードレール等に接触しながら休耕田に転落した。また、当該事故車両は、当該事故に起因し廃車となった。

これらの行為は、道路交通法第71条第5号（停車措置義務）及び地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の安全義務）の規定に違反することから処分を行うものである。

### ◆監督責任等

管理監督者は文書による訓告（令和7年12月15日付け）